

建築物の新築・増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課ま

太陽光発電設備を設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として町への申告が必要な場合があります。

下表で「課税の対象」に該当する場合は、平成29年1月31日(火)までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人(住宅)	事業用資産となるため、売電の有償にかかわらずの償却対象となります。	事業用資産とならず、償却対象外となります。
個人(事業用)	事業用資産となるため、売電の有償にかかわらずの償却対象となります。	事業用資産となるため、売電の有償にかかわらずの償却対象となります。
法人	事業用資産となるため、売電の有償にかかわらずの償却対象となります。	事業用資産となるため、売電の有償にかかわらずの償却対象となります。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。
※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります。

ですので、事前にご連絡をお願いいたします。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

ご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合

には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失

登記がされていないものや未登記

建物については、適正な課税

をおこなうため、必ず届出をお

こなってください。

太陽福祉会から「資源回収」のお知らせ

地区住民のみなさまには、いつもお世話になって、誠にありがとうございます。

社会福祉法人太陽福祉会「ワークステーションひだか」では、下記の日程で平成28年度第3回目の資源回収を行います。

みなさまのご協力をお願いします。

なお、お手数ですが、右記指定の収集場所へお出してください。

(中紀職業訓練センターに、直接お持ちいただいても構いません)

●とき **12月18日(日)**

8:00-13:00

(小雨決行・9時より収集開始)

- 収集物 ①新聞・雑誌(古書含む) ②段ボール(整理したもの)
③アルミ缶・スチール缶 ④ペットボトル

●収集場所(内原)

- 池田公民館前
- 東光寺公民館前
- 内ノ畑公民館前
- 農協原谷支所北
- 小中作業所前
- 高家北集会場前
- 高家南集会場前
- 萩原公民館前
- 前川運輸第2車庫横
(坂中木工所三叉路付近)
- 荊木公民館裏
- 紀伊内原駅南駐車場

●収集場所(志賀)

- 旧上志賀バス停付近
- 大原橋付近
- 志賀小北 おろす橋東町有地
- 下志賀コミュニティセンター
- 川上重信氏宅三叉路付近
- 谷口文化会館
- 柏コミュニティセンター横



(お問い合わせ)
社会福祉法人 太陽福祉会
ワークステーションひだか
(☎20・5179)

ふるさと納税応援事業者を募集します！

本町では、地元産品等のPRによる産業振興とふるさと納税を促進することを目的に、ふるさと納税をされた方に対して、お礼の品として進呈する商品を募集します。

※お礼の品の進呈は、町外からの寄付者に限ります



総務政策課
お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。



■ 応援事業者

次の要件に全て適合する方

- ① 日高町内で生産・製造・加工・販売・提供される商品またはサービスの提供者
 - ② 町内に本社または主たる事業所を有する法人または個人
 - ③ 町税の滞納がないこと
 - ④ 本人(法人にあつては代表者)および従業員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団の構成員等でない方
- ※ただし、右記の要件に適合しても、町が応援事業者として適当でないことと認められた場合は、参加できないことがあります

■ お礼の品の要件

- ① 町内で製造・生産・販売している商品であつて、町のPRおよび地域振興につながると認められるもの
- ② お礼の品の価格は、

- ・ 3千円 相当
- ・ 5千円 相当
- ・ 1万円 相当
- ・ 2万円 相当
- ・ 3万円 相当
- ・ 5万円 相当

のいずれかに該当するものです。

※お礼の品は、単品または複数(詰め合わせ等)のどちらでもかまいません
※飲食物の場合は、消費期限にご配慮ください

■ お申し込み方法

申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに提出してください。

○ 必要書類

- ① 日高町ふるさと納税推進事業参加承認申請書
- ② 商品の写真
(印刷物・データ可)

※申請書および募集要項等については、町ホームページを参照いただくか、総務政策課までお問い合わせください

詳しくは、総務政策課(☎63・2051)まで。

防災ひとくちメモ vol.44

防寒の準備は万全に

3月に発生した東日本大震災では、多くの方が避難所で寒さに苦しみました。

冬に被災してしまった場合は、水や食料などに加えて防寒対策が必須となってきます。

避難所の生活で体調を崩さない為にも、各家庭で是非防寒グッズを用意してください。

手袋や帽子、長袖のシャツやズボン、使い捨てカイロなどを、いつでも持ち出せる様に用意しておくことが大切です。

避難生活が長引いたり、雨や雪で濡れてしまうことも考えて、着替えの分までしっかりと準備しておきましょう。

